

子教第1231号  
令和3年5月8日

各市町村教育委員会教育長 殿

神奈川県教育委員会教育長  
(公印省略)

まん延防止等重点措置の実施期間延長に伴う市町村立学校の教育活動等について(通知)

このことについて、令和3年4月16日付け教育長通知により、まん延防止等重点措置の実施期間中における市町村立学校の教育活動等についてお示ししたところです。

この度、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第3項に基づく新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の期間が令和3年5月31日まで延長されたことを受け、本県においては、別添の「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」、「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」及び「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に基づき、5月12日から5月31日まで引き続き感染の拡大防止に取り組むこととし、別添写しのとおり県立学校長あて通知しました。

については、貴教育委員会において、次の県立学校の対応を踏まえた上で、別添写しの県立学校あて通知も参考とし、それぞれの地域や学校の実情等に応じた取組を適切に行なうよう、所管する各学校への御指導をお願いします。

また、市町村立学校における対応に関して、必要がある場合には、子ども教育支援課長と協議いただくようお願いします。

<高等学校、中等教育学校>

当面の間は、朝の時差通学を引き続き徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。

今後、感染状況により、必要に応じて短縮授業、分散登校等が実施できるように校長は、引き続きカリキュラム等の検討を行う。

<特別支援学校>

当面の間は、時差通学及び短縮授業を、引き続き徹底する。

《県立学校における児童・生徒への対応》

○ 基本的な対応について

児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。

登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

○ 感染防止対策の徹底について

県内において、感染力が強いといわれている変異株の割合が上昇していることを踏まえ、警戒度を高め、次のとおり基本的な感染症対策を強化し徹底する。

- 登下校中も含め、校内でのマスクの適切な着用と、毎日の健康観察を徹底する。共用部分のアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液(素材により使い分け)による消毒、アルコール消毒液による手指消毒等を実施する。常時換気を基本とした換気を実施し、校内においては可能な限り身体的距離の確保を図る。

- 食事場面における感染を防ぐため、対面にならないようにするとともに、身体的距離を確保し、食事中の会話や飲食物の共有は行わない。また、食事後は速やかにマスクを着用する。

- 特にグループ等でのカラオケや食事等の感染リスクの高い行動は自粛し、不要不急の外出は控える。

○ 学習活動について

まん延防止等重点措置の実施期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上

で、学びを継続する。

○ 部活動について

まん延防止等重点措置の実施期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。

まん延防止等重点措置の実施期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染症対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。

○ 修学旅行等について

まん延防止等重点措置の実施期間中は、修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。

まん延防止等重点措置の実施期間中は、宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止とする。

また、特に次の点について、貴教育委員会所管の各学校に対し、御指導くださるよう併せてお願ひします。

- 感染防止対策の徹底について、県内において感染力が強いといわれている変異株の割合が上昇していることを踏まえ、下記の「変異株と対策について」を参考に、貴教育委員会において基本的な感染症対策を強化し徹底すること。  
具体的には、感染への不安により保護者から学校を休ませたいと相談のあった児童・生徒等について、校長が判断のうえ、指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」として記録し、欠席とはしないとともに、学校ではこうした対応を行う旨を保護者に周知すること。
- 教室で行う授業を、ＩＣＴを活用して同時双方向で配信し、家庭でも授業を受けることができるよう準備を進めるなど、オンラインによる学びの保障に取り組むこと。
- 引き続き児童・生徒等の心のケアに努めるとともに、いじめ、偏見、差別等の防止に向けた取組、指導を徹底すること。
- 学校外での過ごし方等について、児童・生徒等への指導を徹底すること。併せて保護者に家庭での感染予防に協力を依頼すること。
- 修学旅行等について、上記の県立学校の対応を踏まえ、貴教育委員会において引き継ぎ適切に対応すること。
- 部活動について、活動時間の制限や、活動内容・方法の工夫に加え、部室で着替えを行う際など活動前後における感染防止マナー等についても、生徒への指導を徹底すること。併せて各地区大会や対外試合等の扱いは、県中体連の方針等を踏まえ、各地区の中体連、貴教育委員会において引き継ぎ適切に対応すること。

**変異株と対策について【新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和3年4月23日変更)から抜粋】**

現在、従来よりも感染しやすい可能性のある変異株やワクチンが効きにくい可能性のある変異株が世界各地で報告されている。国立感染症研究所によると、N501Yの変異がある変異株は、英国で確認された変異株(VOC-202012/01)、南アフリカで確認された変異株(501Y.V2)、ブラジルで確認された変異株(501Y.V3)、フィリピンで確認された変異株(P.3系統)がある。我が国でも、これら懸念される変異株(Variant of Concern: VOC)の感染者の割合が上昇しており、急速に従来株からの置き換わりが進みつつある。この変異株につい

では、従来株よりも感染しやすい可能性がある(英國で確認された変異株の実効再生産数の期待値は従来株の1.32倍と推定)。また、英國や南アフリカで確認された変異株については、重症化しやすい可能性も指摘されている。また、E484Kの変異がある変異株は、南アフリカで確認された変異株、ブラジルで確認された変異株、フィリピンで確認された変異株がある。このE484Kの変異がある変異株については、従来株より、免疫やワクチンの効果を低下させる可能性が指摘されている。このほか、E484K単独の変異がある変異株(R.1)が、関東・東北地方で増加している。このE484K単独の変異がある変異株については、注目すべき変異株(Variant of Interest: VOI)として、その疫学的特性を分析し、今後の拡大状況をゲノムサーベイランスで引き続き注視する必要があるとされている。

国立感染症研究所によると、変異株であっても、個人の基本的な感染予防策としては、従来と同様に、特に感染リスクが高まる「5つの場面」など「三つの密」の回避、マスクの着用、手洗い等が有効であり、推奨されている。

なお、まん延防止等重点措置の実施期間後の学習活動、部活動等については、改めて通知します。また、この対応は、今後の本県の感染状況及び国の動向等によって変更することがあります。

問合せ先  
子ども教育支援課教育指導グループ 本間  
TEL 045-210-8217  
子ども教育支援課小中学校生徒指導グループ 武下  
TEL 045-210-8292

高第 1344 号  
令和 3 年 5 月 8 日

各県立高等学校校長様  
各県立中等教育学校校長様

教育長

### まん延防止等重点措置の実施期間延長に伴う県立高等学校等の教育活動等について（通知）

このことについて、令和 3 年 4 月 16 日付け教育長通知により、まん延防止等重点措置の実施期間中における県立高等学校等の教育活動等についてお示ししたところです。

この度、特措法第 31 条の 4 第 3 項に基づく新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の期間が令和 3 年 5 月 31 日まで延長されたことを受け、本県においては、別添の「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」、「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」及び「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に基づき、5 月 12 日から 5 月 31 日まで引き続き感染の拡大防止に取り組むことになりました。

については、県教育委員会として、まん延防止等重点措置の実施期間中の感染状況、特に変異株の感染者が増加傾向にあることを踏まえ、生徒の安全・安心を確保するため、感染防止対策をより一層強化・徹底しながら次のとおり対応していくこととしましたので通知します。

なお、まん延防止等重点措置の実施期間後の学習活動、部活動等については、改めて通知します。また、この対応は、今後の本県の感染状況及び国の動向等によって変更することがあります。

#### 《まん延防止等重点措置の実施期間中における教育活動》

- ア 当面の間は、朝の時差通学を引き続き徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。
- イ 今後、感染状況により、必要に応じて短縮授業、分散登校等が実施できるように、校長は、引き続きカリキュラム等の検討を行う。

#### 《具体的な対応等》

- ア 基本的な対応について
  - 生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
  - 登校に不安を感じている生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。
- イ 感染防止対策の徹底について
  - 県内において、感染力が強いといわれている変異株の割合が上昇していることを踏まえ、警戒度を高め、次のとおり基本的な感染防止対策を強化し徹底する。
    - ・ 登下校中も含め、校内でのマスクの適切な着用と、毎日の健康観察を徹底する。共用部分のアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液（素材により使い分け）による消毒、アルコール消毒液による手指消毒等を実施する。常時換気を

- 基本とした換気を実施し、校内においては可能な限り身体的距離の確保を図る。
- ・食事場面における感染を防ぐため、対面にならないようにするとともに、身体的距離を確保し、食事中の会話や飲食物の共有は行わない。また、食事后は速やかにマスクを着用する。
  - ・特にグループ等でのカラオケや食事等の感染リスクの高い行動は自粛し、不要不急の外出は控える。

ウ 学習活動について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続する。

エ 部活動について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。
- まん延防止等重点措置の実施期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。

オ 修学旅行等について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。
- まん延防止等重点措置の実施期間中は、宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止とする。

カ P T A活動について

- P T A活動については、P T A役員等とよく話し合った上で、感染防止対策を十分に講じて行う。

キ 学校施設開放について

- 県民の健康的な生活を維持するため、学校施設開放は継続するが、まん延防止等重点措置の実施期間中の夜間（19時以降）における利用は、中止とする。

### 【まん延防止等重点措置の実施期間中の教育活動に係る具体的な対応】

#### 1 感染防止対策の徹底について

- 現在、感染者の割合が上昇し、急速に従来株からの置き換わりが進みつつあるとされている変異株についても、国立感染症研究所によると、個人の基本的な感染予防策としては、従来と同様に、特に「感染リスクの高まる「5つの場面」（飲酒を伴う懇親会等・大人数や長時間におよぶ飲食・マスクなしでの会話・狭い空間での共同生活・居場所の切り替わり）」など「三つの密」の回避、マスクの着用、手洗い等が有効であり、推奨されている。そうしたことから、令和3年4月23日付け保体第1217号教育監通知「新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取組の強化・徹底について」及び令和3年5月7日付け保体第1271号保健体育課長、高校教育課長、学校支援課長通知「県立高等学校及び県立中等教育学校における健康管理等に関するガイドラインの改訂について」に基づき、警戒度を高め、特に次の点に留意して感染防止対策の一層の強化・徹底を図ること。

- ア 登下校中も含め、校内での生徒及び教職員のマスクの適切な着用を徹底すること。
- イ 毎日の健康観察（登校前の検温の実施等の確認）を改めて徹底し、発熱等の風邪症

- 状が見られる場合、登校させないこと。
- ウ 教室、職員室等の共用部分のアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液（素材により使い分け）による消毒を実施するとともに、教室等にアルコール消毒液を設置して手指を消毒する等の感染防止対策に引き続き取り組むこと。
- エ 教室、職員室等における常時換気を基本とした換気を行うこと。
- オ 学校で生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでの間、校長は、保健所からの要請や学校医等の意見を聴取の上、教育委員会と協議し、臨時に学校の全部を休業とする。
- カ 学校行事の実施に当たっては、感染リスクの高い活動を行わないこと。
- 学校教育を継続させるため、校内における感染防止対策に関し、次の点について生徒への指導を徹底すること。
- ア 生徒自ら感染予防に留意し行動することができるよう、日常における基本的な感染防止対策（手洗い・マスク着用・3密の回避）を実施するよう指導すること。
- イ 毎朝の検温などの健康観察とその記録を徹底すること。また、発熱等体調不良の症状がある場合は自宅で休養するとともに、必要に応じて医療機関を受診するよう促すこと。
- ウ 登校時、昼食の前後、外から教室に入るとき、トイレの後、清掃の後、咳、くしゃみ、鼻をかんだときといった機会、特に共用する教材や器具等を使用した後は、石鹼によるこまめな手洗いを徹底すること。
- エ 昼食時など、校内の食事場面における飛沫感染を防ぐため、対面で食事することを避け、身体的距離を確保するとともに、食事中に会話をしないこと、会話をする場合は必ずマスクを着用することなどの感染防止対策を徹底すること。また食べ物、飲み物を共有しないこと。
- オ 登下校で公共交通機関を利用する際は、必ずマスクを着用し、会話を慎むこと。また、下校時は寄り道をせず、まっすぐに帰宅すること。とりわけ、下校途中での飲食はしないこと。
- カ 教育活動外での生徒の行動の中で、特にグループ等でのカラオケや食事、友人宿泊等による感染が報告されているため、授業後や部活動終了後だけでなく、週休日等においても、感染リスクの高い行動は自粛し、不要不急の外出は控えること。
- 県立高校で感染が判明した生徒の感染経路のうち、最も多くを占めるのが家庭内感染であることを踏まえ、各学校においては、保護者に家庭での感染予防に協力を依頼すること。

## 2 学習活動における留意事項について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、学習活動における感染リスクを低減するため、特に次の点に留意して授業等を実施すること。
- ア 授業実施の際は、常時換気を基本とし、常時換気が難しい場合でもこまめに換気を行うとともに、原則、マスクを着用させ、生徒同士の間隔を可能な限り確保すること。
- イ 授業等については、各教科の特性に応じた留意事項を記載した別紙1に基づき適切に取り扱うこと。
- ウ 今後の感染状況により、必要に応じて短縮授業、分散登校等が実施できるよう、対面による授業とオンラインによる学習の併用について、各学校において準備を進めておくこと。

### 3 生徒の主体的な活動における留意事項について

- 生徒の主体的な活動の実施においても、感染防止対策を強化・徹底するよう生徒を指導すること。
  - ア 生徒会活動の実施に当たっては、基本的な感染防止対策（手洗い・マスク着用・3密の回避）を徹底するとともに、校内放送やＩＣＴの活用などの工夫を講じることも含めて指導すること。
  - イ 部活動については、別紙2に基づき適切に取り扱うこと。

### 4 感染状況に不安を抱く生徒・保護者への配慮について

- 感染が拡大していることへの不安により、保護者から休ませたいと相談のあった生徒については、本県の感染状況を踏まえ、合理的な理由があるものとし、校長の判断により生徒指導要録における出欠席の取扱いは「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とすること。
- 感染が拡大していることへの不安から登校を控える生徒などのやむを得ず学校に登校できない生徒に対しては、感染者又は濃厚接触者と認定されたことにより登校できない生徒と同様、学習に著しい遅れが生じることがないよう、教室で行う授業を、ＩＣＴを活用して同時双方向で配信し、家庭でも授業を受けることができるようとするなど、当該生徒の学びの保障に取り組むこと。また、規則正しい生活習慣を維持し、学校と生徒との関係を継続するためにも、オンラインを活用すること。
- やむを得ず学校に登校できない生徒に対して行う学習指導については、
  - ① 教科等の指導計画に照らして適切に位置付くものであること
  - ② 教師が生徒の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であることが必要であり、該当生徒の学習状況及び成果を確認した結果、十分な内容の定着が見られ、再度指導する必要がないと校長が判断したときには、当該内容を学校における対面指導で再度取り扱わることができる。
- やむを得ず学校に登校できない生徒について、次の方法によるオンラインを活用した学習指導を実施したと校長が認める場合には、指導要録の「指導に関する記録」の別記として、非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録について、学年ごとに記載すること。
  - ① 同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
  - ② 課題の配信・提出、教師による質疑応答及び生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導（オンデマンド型の授業動画を併用する学習指導を含む）  
※質疑応答や意見交換については、チャット機能等を活用するものも含む

### 5 いじめ、偏見、差別等の防止について

- 生徒の心のケアに努めるとともに、いじめ、偏見、差別等の防止に向けた取組、指導を徹底すること。

#### 変異株と対策について【新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和3年5月7日変更)から抜粋】

一般的にウイルスは増殖・流行を繰り返す中で少しずつ変異していくものであり、新型コロナウイルスも約2週間で一か所程度の速度でその塩基が変異していると考えられている。現在、B.1.617（インドで最初に検出された変異株）などを含め、新たな変異株が世界各地で確認されており、こうした新たな変異株に対して警戒を強めていく必要がある。国立感染症研究所では、こうした変異をリスク分析し、その評価に応じて、変異株を懸念される変異株（Variant of Concern: VOC）と注目すべき変異株（Variant of Interest: VOI）に分類している。国立感染症研究所によると、懸念される変異

株は、B.1.1.7(英国で最初に検出された変異株)、B.1.351(南アフリカで最初に検出された変異株)、P.1(日本でブラジルからの渡航者に最初に検出された変異株)、P.3(フィリピンで最初に検出された変異株)がある。これらの変異株については、従来株よりも感染しやすい可能性がある(英国で最初に検出された変異株の実効再生産数の期待値は従来株の1.32倍と推定)。また、英国や南アフリカで最初に検出された変異株については、重症化しやすい可能性も指摘されている。また、南アフリカで最初に検出された変異株、日本でブラジルからの渡航者に最初に検出された変異株、フィリピンで最初に検出された変異株は、従来株より、免疫やワクチンの効果を低下させる可能性が指摘されている。これら懸念される変異株の割合が関西では高い水準が継続しており、従来株から置き換わったと推定されている。他の地域でも割合が上昇傾向にあり、今後、全国的に置き換わっていくことが予想される。また、注目すべき変異株は、R.1 (E484Kがある変異株)、B.1.427/B.1.429(米国で最初に検出された変異株)、B.1.617(インドで最初に検出された変異株)がある。これら注目すべき変異株に対しては、その疫学的特性を分析し、引き続き、ゲノムサーベイランスを通じて実態を把握する必要があるとされている。

国立感染症研究所によると、変異株であっても、個人の基本的な感染予防策としては、従来と同様に、特に「感染リスクが高まる「5つの場面」」など「三つの密」の回避、マスクの着用、手洗い等が有効であり、推奨されている。

## 問合せ先

### 【学習活動に関するこことについて】

高校教育課

教育課程指導グループ 橋本、小野

電話(045)210-8260 (直通)

### 【部活動（運動部）に関するこことについて】

保健体育課

学校体育指導グループ 濱田、桐原

電話(045)210-8312 (直通)

### 【部活動（文化部）に関するこことについて】

高校教育課高校教育企画室

高校教育企画グループ 青木、坂野

電話(045)210-8254 (直通)

### 【PTA活動に関するこことについて】

生涯学習課

社会教育グループ 櫻木、大村

電話(045)210-8347 (直通)

### 【学校施設開放に関するこことについて】

生涯学習課

企画推進グループ 藤野、石田

電話(045)210-8342 (直通)

特第 1125 号  
令和 3 年 5 月 8 日

各県立特別支援学校長様

教育長

## まん延防止等重点措置の実施期間延長に伴う県立特別支援学校の教育活動等について（通知）

このことについて、令和 3 年 4 月 16 日付け教育長通知により、まん延防止等重点措置の実施期間中における県立特別支援学校の教育活動等についてお示ししたところです。

この度、特措法第 31 条の 4 第 3 項に基づく新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の期間が令和 3 年 5 月 31 日まで延長されたことを受け、本県においては、別添の「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」、「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」及び「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に基づき、5 月 12 日から 5 月 31 日まで引き続き感染の拡大防止に取り組むことになりました。

については、県教育委員会として、まん延防止等重点措置の実施期間中の感染状況、特に変異株の感染者が増加傾向にあることを踏まえ、児童・生徒等の安全・安心を確保するため、感染防止対策をより一層強化・徹底しながら次のとおり対応していくこととしましたので通知します。

なお、まん延防止等重点措置の実施期間後の学習活動、部活動等については、改めて通知します。また、この対応は、今後の本県の感染状況及び国の動向等によって変更することがあります。

### 《まん延防止等重点措置の実施期間中における教育活動》

当面の間は、時差通学及び短縮授業を引き続き徹底する。

### 《具体的な対応等》

#### ア 基本的な対応について

- 児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 登校に不安を感じている児童・生徒等については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

#### イ 感染防止対策の徹底について

- 県内において、感染力が強いといわれている変異株の割合が上昇していることを踏まえ、警戒度を高め、次のとおり基本的な感染防止対策を強化し徹底する。
  - ・登下校中も含め、校内でのマスクの適切な着用と、毎日の健康観察を徹底する。共用部分のアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液（素材により使い分け）による消毒、アルコール消毒液による手指消毒等を実施する。常時換気を基本とした換気を実施し、校内においては可能な限り身体的距離の確保を図る。
  - ・食事場面における感染を防ぐため、対面にならないようにするとともに、身体的距離を確保し、食事中の会話や飲食物の共有は行わない。また、食事後は速やかにマスクを着用する。

- ・特にグループ等でのカラオケや食事等の感染リスクの高い行動は自粛し、不要不急の外出は控える。

ウ 学習活動について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続する。

エ 部活動について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。

オ 修学旅行等について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止とする。

カ P T A活動について

- P T A活動については、P T A役員等とよく話し合った上で、感染防止対策を十分に講じて行う。

キ 学校施設開放について

- 県民の健康的な生活を維持するため、学校施設開放は継続するが、まん延防止等重点措置の実施期間中の夜間（19時以降）における利用は、中止とする。

### 【まん延防止等重点措置の実施期間中の教育活動に係る具体的な対応】

1 感染防止対策の徹底について

- 現在、感染者の割合が上昇し、急速に従来株からの置き換わりが進みつつあるとされている変異株についても、国立感染症研究所によると、個人の基本的な感染予防策としては、従来と同様に、特に『感染リスクの高まる「5つの場面」（飲酒を伴う懇親会等・大人数や長時間におよぶ飲食・マスクなしでの会話・狭い空間での共同生活・居場所の切り替わり）』など「三つの密」の回避、マスクの着用、手洗い等が有効であり、推奨されている。こうしたことから、令和3年4月23日付け保体第1217号教育監通知「新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取組の強化・徹底について」及び令和3年5月7日付け特第1439号保健体育課長、特別支援教育課長、学校支援課長通知「県立特別支援学校における保健管理等に関するガイドラインの改訂について」に基づき、警戒度を高め、特に次の点に留意して感染防止対策の一層の強化・徹底を図ること。

ア 登下校中も含め、校内での児童・生徒等及び教職員のマスクの適切な着用を徹底すること。

イ 毎日の健康観察（登校前、出勤前の検温の実施等の確認）を改めて徹底し、発熱等の風邪症状が見られる場合、登校（出勤）させないこと。

ウ 教室、職員室等の共用部分のアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液（素材により使い分け）による消毒を実施するとともに、教室等にアルコール消毒液を設置して手指を消毒する等の感染防止対策に引き続き取り組むこと。

- エ 教室、職員室等における常時換気を基本とした換気を行うこと。
- オ 学校で児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでの間、校長は、保健所からの要請や学校医等の意見を聴取の上、教育委員会と協議し、臨時に学校の全部を休業とする。
- カ 学校行事の実施に当たっては、感染リスクの高い活動を行わないこと。
- 学校教育を継続させるため、校内における感染防止対策に関し、次の点について児童・生徒等への指導を徹底すること。
- ア 児童・生徒等自ら感染予防に留意し行動することができるよう、日常における基本的な感染防止対策（手洗い・マスク着用・3密の回避）を実施するよう指導すること。
- イ 毎朝の検温などの健康観察とその記録を徹底すること。また、発熱等体調不良の症状がある場合は自宅で休養するとともに、必要に応じて医療機関を受診するよう促すこと。
- ウ 換気の工夫等により、可能な限り常時換気に努めること。
- エ 登校時、昼食の前後、外から教室に入るとき、トイレの後、清掃の後、咳、くしゃみ、鼻をかんだときといった機会、特に共用する教材や器具等を使用した後は、石鹼によるこまめな手洗いを徹底すること。
- オ 登下校で公共交通機関を利用する際は、必ずマスクを着用し、会話を慎むこと。また、下校時は寄り道をせず、まっすぐに帰宅すること。とりわけ、下校途中での飲食はしないこと。
- カ 給食（昼食）時など、校内の食事場面における飛沫感染を防ぐため、対面で食事をすることを避け、身体的距離を確保するとともに、食事中に会話をしないこと、会話をする場合は必ずマスクを着用することなどの感染防止対策を徹底すること。なお、座席の間隔は、できるだけ2m（最低1m）空け、状況に応じて衝立や仕切りを使用し、空間を仕切ることで一定間隔を保つこと。
- キ 食べ物、飲み物を共有しないよう指導すること。
- ク 給食の配食を行う児童・生徒等及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であるかを毎日点検し、適切でないと認められる場合は給食当番を代えるなどの対応をとること。
- ケ 食事の介助は、関わる人数を減らす、マスクを着用する、介助中は自身の喫食をしないなどの感染症対策をすること。なお、児童・生徒等に対面での指導が必要な場合は、保護者と相談のうえ、教職員は必要に応じてフェイスシールド等を活用し、介助を交代する場合は、その都度手洗い（手指消毒）を行うこと。
- コ 県立学校において、教育活動外での児童・生徒等の行動の中で、特にグループ等でのカラオケや食事、友人宅宿泊等による感染が報告されているため、授業後や部活動終了後だけでなく、週休日等においても、感染リスクの高い行動は自粛し、不要不急の外出は控えること。
- 県立学校で感染が判明した児童・生徒等の感染経路のうち、最も多くを占めるのが家庭内感染であることを踏まえ、各学校においては、保護者に家庭での感染予防に協力を依頼すること。

## 2 学習活動における留意事項について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、学習活動における感染リスクを低減するため、特に次の点に留意して授業等を実施すること。
  - ア 授業実施の際は、常時換気を基本とし、常時換気が難しい場合でもこまめに換気を行うとともに、原則、マスクを着用させ、児童・生徒等同士の間隔を可能な限り確保すること。
  - イ 授業等については、各教科の特性に応じた留意事項を記載した別紙1に基づき適切に取り扱うこと。
  - ウ 今後の感染状況により「分散登校」に移行することも視野に入れて、オンラインによる学習を実施することができるよう、各学校において準備を進めておくこと。

## 3 児童・生徒等の主体的な活動における留意事項について

- 児童・生徒等の主体的な活動の実施においても、感染防止対策を強化・徹底するよう児童・生徒等を指導すること。
  - ア 児童・生徒会活動の実施に当たっては、基本的な感染防止対策（手洗い・マスク着用・3密の回避）を徹底するとともに、校内放送やICTの活用などの工夫を講じることも含めて指導すること。
  - イ 部活動については、別紙2に基づき適切に取り扱うこと。

## 4 医療的ケアが日常的に必要な児童・生徒等や基礎疾患等のある児童・生徒等への対応について

- 医療的ケアを必要とする児童・生徒等（以下、「医療的ケア児」という）の対応として、「学校の新しい生活様式Ver.6」を基本としつつ、次の文書も参考としながら適切に対応すること。

<参考>

- 文部科学省令和2年6月19日付け事務連絡  
「医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校における留意事項について」
- 文部科学省令和2年6月19日版  
「特別支援学校等における新型コロナウイルス感染症対策に関する考え方と取組」
- 厚生労働省令和2年5月20日付け  
「新型コロナウイルス感染症に係る医療的ケアを必要とする児童への対応について（その3）」

## 5 スクールバスの対応について

- スクールバス内の過密状況を解消するために、できる限り座席配置の工夫を行い、児童・生徒等同士の間隔を空けること。児童・生徒等同士の間隔を十分空けることが難しい場合には、安全面に配慮した防護スクリーン（防護カーテンや仕切り等）を座席間に設置するなど、飛沫感染や接触感染を防止する対策をとること。
- 可能な限りエアコンの外気導入や窓の開放により車内換気を行うこと。
- 学校発着時のスクールバス乗降の際、昇降口の周辺が密集しないよう、げた箱の配置を分散したり、児童・生徒等が教室を出る時刻をずらしたりするなどの工夫を行うこと。

## 6 寄宿舎における感染症対策について

- 令和2年5月22日付け「県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン（特別支援学校）」や「学校の新しい生活様式Ver.6」を踏まえた、万全の感染症対策を講

じること。

- 寄宿舎内での活動における3密を避け、手洗いや咳エチケットの徹底、消毒設備（アルコール消毒液など）の設置、ドアノブなどの多数の者が触れる場所の定期的な消毒、定期的な換気、近距離での会話や発声等の際のマスクの着用などにより、環境衛生管理を徹底すること。
- 朝夕の検温等の健康観察を行うなど、健康管理を徹底すること。
- 入舎する児童・生徒に、発熱や風邪症状があるときや体調がすぐれない場合は、保護者に自宅休養を依頼すること。
- 入舎する児童・生徒について、感染の疑いがあると判明した場合、感染が判明した場合又は在籍する学校が臨時休業となった場合は、特別支援教育課長と寄宿舎における対応を協議すること。

## 7 感染状況に不安を抱く児童・生徒等・保護者への配慮について

- 感染が拡大していることへの不安により、保護者から休ませたいと相談のあった児童・生徒等については、本県の感染状況を踏まえ、合理的な理由があるものとし、校長の判断により幼児・児童・生徒指導要録における出欠席の取扱いは「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とすること。
  - 感染が拡大していることへの不安から登校を控えるなど、やむを得ず学校に登校できない児童・生徒等に対しては、感染者又は濃厚接触者と認定されたことにより登校できない児童・生徒等と同様、学習に著しい遅れが生じることがないよう、教室等で行う授業を、ＩＣＴを活用して同時双方向で配信し、家庭でも授業を受けることができるようにするなど、当該児童・生徒等の学びの保障に取り組むこと。また、規則正しい生活習慣を維持し、学校と児童・生徒等との関係を継続するためにも、オンラインを活用すること。
  - やむを得ず学校に登校できない児童・生徒等に対して行う学習指導については、
    - ① 個別教育計画を踏まえながら適切に行うこと
    - ② 教科等の指導計画に照らして適切に位置付くものであること
    - ③ 教師が児童・生徒等の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であることが必要であり、該当児童・生徒等の学習状況及び成果を確認した結果、十分な内容の定着が見られ、再度指導する必要がないと校長が判断したときには、当該内容を学校における対面指導で再度取り扱わることができる。
  - やむを得ず学校に登校できない児童・生徒について、次の方法によるオンラインを活用した学習指導を実施したと校長が認める場合には、指導要録の「指導に関する記録」の別記として、非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録について、学年ごとに記載すること。（令和3年2月19日文科通知「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について」参照）
    - ① 同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
    - ② 課題の配信・提出、教師による質疑応答及び児童・生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導（オンデマンド型の授業動画を併用する学習指導を含む）
- ※質疑応答や意見交換については、チャット機能等を活用するものも含む

## 8 いじめ、偏見、差別等の防止について

- 児童・生徒等の心のケアに努めるとともに、いじめ、偏見、差別等の防止に向けた取組、指導を徹底すること。

## 変異株と対策について【新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和3年5月7日変更)から抜粋】

一般的にウイルスは増殖・流行を繰り返す中で少しずつ変異していくものであり、新型コロナウイルスも約2週間で一か所程度の速度でその塩基が変異していると考えられている。現在、B.1.617(インドで最初に検出された変異株)などを含め、新たな変異株が世界各地で確認されており、こうした新たな変異株に対して警戒を強めていく必要がある。国立感染症研究所では、こうした変異をリスク分析し、その評価に応じて、変異株を懸念される変異株(Variant of Concern: VOC)と注目すべき変異株(Variant of Interest: VOI)に分類している。国立感染症研究所によると、懸念される変異株は、B.1.1.7(英国で最初に検出された変異株)、B.1.351(南アフリカで最初に検出された変異株)、P.1(日本でブラジルからの渡航者に最初に検出された変異株)、P.3(フィリピンで最初に検出された変異株)がある。これらの変異株については、従来株よりも感染しやすい可能性がある(英国で最初に検出された変異株の実効再生産数の期待値は従来株の1.32倍と推定)。また、英国や南アフリカで最初に検出された変異株については、重症化しやすい可能性も指摘されている。また、南アフリカで最初に検出された変異株、日本でブラジルからの渡航者に最初に検出された変異株、フィリピンで最初に検出された変異株は、従来株より、免疫やワクチンの効果を低下させる可能性が指摘されている。これら懸念される変異株の割合が関西では高い水準が継続しており、従来株から置き換わったと推定されている。他の地域でも割合が上昇傾向にあり、今後、全国的に置き換わっていくことが予想される。また、注目すべき変異株は、R.1(E484Kがある変異株)、B.1.427/B.1.429(米国で最初に検出された変異株)、B.1.617(インドで最初に検出された変異株)がある。これら注目すべき変異株に対しては、その疫学的特性を分析し、引き続き、ゲノムサーベイランスを通じて実態を把握する必要があるとされている。

国立感染症研究所によると、変異株であっても、個人の基本的な感染予防策としては、従来と同様に、特に「感染リスクが高まる「5つの場面」」など「三つの密」の回避、マスクの着用、手洗い等が有効であり、推奨されている。

### 問合せ先

#### 【学習活動に関することについて】

特別支援教育課

教育指導グループ 山田、荒井

電話(045)210-8276 (直通)

#### 【部活動（運動部）に関することについて】

保健体育課

学校体育指導グループ 濱田、桐原

電話(045)210-8312 (直通)

#### 【部活動（文化部）に関することについて】

高校教育課高校教育企画室

高校教育企画グループ 青木、坂野

電話(045)210-8254 (直通)

#### 【PTA活動に関することについて】

生涯学習課

社会教育グループ 櫻木、大村

電話(045)210-8347 (直通)

#### 【学校施設開放に関することについて】

生涯学習課

企画推進グループ 藤野、石田

電話(045)210-8342 (直通)

## 別紙1

### 県立高等学校等におけるまん延防止等重点措置の実施期間中の授業実施上の留意事項

#### 1 全教科に共通した授業実施上の留意事項

- 授業実施の際は、常時換気を基本とし、常時換気が難しい場合でもこまめに換気を行うとともに、原則、マスクを着用させ、生徒同士の間隔を可能な限り確保すること。
- 発表や意見交換を伴う活動は、ICT 機器を活用することやワークシートに記入することなどにより、生徒同士の接触や近距離での対話をしないよう工夫すること。
- 生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等や近距離で一斉に大きな声で話す活動について、可能なものは避け、実施の際は、一定の距離を保ち、同じ方向を向くなど対面になることを避けるようにし、また、回数や時間を減らすこと。
- ペアワークやグループワーク等を行う必要がある場合は、可能な限り、ペアやグループを組む相手を固定すること。

#### 2 全教科に共通した授業実施上の留意事項に加え、各教科において留意すべき事項

理科	<ul style="list-style-type: none"><li>○生徒同士が近距離で活動する実験や観察については、マスクを着用していても慎重に行い、実施の際は、一定の距離を保ち、同じ方向を向くなど対面になることを避けるようにし、また、回数や時間を減らすこと。</li><li>○共用を避けることが難しい器具等を使用する際は、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。</li></ul>
保健体育	<ul style="list-style-type: none"><li>○十分な身体的距離を確保できない状況においては、十分な呼吸ができなくなるリスクがある場合を除いて、マスクを着用させること。</li><li>○用具・ボール等の共用はできるだけ避け、やむを得ない場合は特定の少人数で使用し、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。</li><li>○1回の授業内ではペアやグループ・チームを固定した上で、特定のチーム同士で回数や時間を絞ってゲーム等を行うとともに、身体接触を伴う活動や、生徒同士が近距離で実施する活動は極力避けること。</li><li>○特に体育館などの屋内において実技を行う場合は、呼気が激しくならないよう生徒の運動量を調整すること。</li></ul>
音楽	<ul style="list-style-type: none"><li>○音楽室内の楽器を共用する際は、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。</li><li>○歌う（発声する）際は、内容（活動）について慎重に判断すること。実施に当たっては、マスクを着用し、生徒同士の間隔（できるだけ2メートル、最低でも1メートル以上確保）を前後左右充分に保ち、同じ方向を向くようする。また、同じ時間に歌う人数や時間を減らすなど、活動形態等を工夫すること。加えて、マスクを着用して歌唱されることから、生徒の体調に留意すること。</li><li>○楽器を演奏する際は、内容（活動）について慎重に判断すること。実施に当たっては、マスクを着用し（マスク着用での演奏が難しい楽器の集団での活動は行わない）、生徒同士の間隔（できるだけ2メートル、最低でも1メートル以上確保）を前後左右充分に保ち、同じ方向を向くようすること。</li></ul>

美術・工芸	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒同士の座席・制作スペースについては、生徒同士の間隔を前後左右充分に保ち、制作の際は、マスクを着用していても慎重に行い、同じ方向を向くなど対面になることを避けるようにし、また、回数や時間を減らすこと。</li> <li>○制作の際に使用する画材・道具類等は、個別のものを使用し、やむを得ず共用する場合は、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。</li> </ul>
書道	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒間の座席スペースについては、生徒同士の間隔を前後左右充分に保ち、ペアやグループでの創作活動を実施する際は、マスクを着用していても慎重に行い、同じ方向を向くなど対面になることを避けるようにし、また、回数や時間を減らすこと。</li> <li>○授業の際に使用する筆などの道具類等は、個別のものを使用し、やむを得ず共用する場合は、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。</li> </ul>
外国語	<ul style="list-style-type: none"> <li>○スピーチを行う際も、フェイスシールドのみなどとせず、マスクを着用させた上で、聞き手までの距離に配慮し、声の大きさについて、必要以上に大きな声にならないように指導すること。</li> </ul>
家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒同士が近距離で活動する調理実習については、特にリスクが高いことから、実施について慎重に検討し、指導計画上別な方法で代替可能なものは避けること。また、実施する場合は、マスクを着用していても慎重に行い、生徒同士の間隔を前後左右充分に保ち、回数や時間を減らすこと。例えば、調理台の使用を1台につき生徒2名までとする、対面にならないよう配置するなどの工夫をすること。</li> <li>○実験・実習に際し、生徒間の共用を避けることが難しい器具等を使用する際は、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。</li> <li>○生徒の身体接触の避けられない実習については、別な方法で代替可能なものは変更して実施し、やむを得ず実施する際は、回数や時間を減らすこと。</li> </ul>
情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○キーボード、マウス、タブレット型端末等、生徒が触れる機器については、水で濡らし、かたく絞った柔らかい布で丁寧にふき取るなど、適切な消毒と授業前後の手洗いを徹底すること。</li> </ul>
農業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒による生産物等の外部への販売実習は避けること。（実習製品等の販売については職員が行う）</li> <li>○農場施設内（温室、ビニールハウスなど含む）や実験室など屋内で実施する実験・実習については、こまめな換気や消毒液の使用など、感染拡大防止のための措置等を実施すること。</li> <li>○実験・実習の際には一度に多数の生徒が集まらないよう、複数回に分けて少人数で行うなど、より慎重に対応する。また、事前に動画を視聴して理解を深めさせること、より短時間で効果的な学習活動が実現できるよう工夫して取り組むこと。</li> </ul>

工業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○製図実習においては、こまめに換気を行うとともに、同じ方向を向いて作業をする等の配慮をすること。また、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。</li> <li>○生徒間で共用する保護メガネ、工具等を使用する際は、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。</li> <li>○技術指導、安全指導などは、ICT の活用や、これまで蓄積してきた動画等を活用するなどの工夫を行うこと。</li> <li>○実験・実習の際には一度に多数の生徒が集まらないよう、複数回に分けて少人数で行うなど、より慎重に対応する。また、事前に動画を視聴できるようにして理解を深めさせるなど、より短時間で効果的な学習活動が実現できるよう工夫して取り組むこと。</li> </ul>
商業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒による外部への販売実習は避けること。ただし、内部で販売実習を行う場合は、感染予防策として、身体的距離の確保、清掃・消毒の実施、接触感染・飛沫感染の防止、換気の徹底、商品陳列等の工夫、販売所内の混雑緩和等の取組を行うこと。</li> <li>○生徒が共用して触れるパソコン等機器については、水で濡らし、かたく絞った柔らかい布で丁寧にふき取るなど、適切な消毒と授業前後の手洗いを徹底すること。</li> </ul>
水産	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒による生産物等の外部への販売実習は避けること。（実習製品等の販売については職員が行う）</li> <li>○実験・実習の際には一度に多数の生徒が集まらないよう、複数回に分けて少人数で行うなど、より慎重に対応する。また、事前に動画を視聴できるようにして理解を深めさせるなど、より短時間で効果的な学習活動が実現できるよう工夫して取り組むこと。</li> <li>○大型実習船「湘南丸」における実習は、「新型コロナウイルス感染症対応マニュアル（湘南丸用）」に基づき実施する。特に、食事や入浴など飛沫感染するリスクの高い作業等については、必要な感染防止措置を取ること。</li> <li>○船内は、ルビスタ等を用いて、定期的に消毒を行うとともに、送風機等を用いて換気を徹底すること。</li> </ul>
看護・福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>○身体接触が避けられない実習については、職員による実演や動画の視聴を原則とし、体験的な活動については、必要な感染防止措置を取った上で最低限の回数にとどめること。</li> <li>○医療的ケア、入浴、食事の介助等、飛沫感染するリスクの高い実習は避けること。模型・標本を活用し、複数の生徒が同じものを触る場合には、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。</li> </ul>

## 別紙2

### 県立高等学校等におけるまん延防止等重点措置の実施期間中の部活動実施上の留意事項

#### 1 関東及び全国規模の公式大会・コンクール等

- 当面、校長と教育委員会が協議の上、参加の可否を決定することとする。  
※関東大会県予選兼高校総体県予選自転車（ロード）を含む

#### 2 地区及び県域での公式大会・コンクール等

- 当面、校長の判断の下、参加の可否を決定することとする。
- 学校が行う定期演奏会や定期発表会等については、実施会場と調整の上、校長の判断の下、実施の可否を決定することとする。  
※学校関係団体等が主催する事業を含む。

#### 3 合宿及び県外遠征

- 合宿（県内及び校内合宿を含む）及び泊を伴う県外遠征については、中止とする。
- 泊を伴わない県外遠征及び他の都道府県の学校を本県に招いて行う練習試合や合同練習等については、中止とする。

#### 4 通常の部活動の実施形態等

活動形態	・万全な感染防止対策を講じた上での活動 ・感染リスクの高い活動は可能な限り避ける
活動範囲	・地区及び県域での公式大会やコンクール等については、各校の校長判断で実施する
指導者	・部活動インストラクター等、校長が認めた外部指導者の参加可
留意事項等	・激しい身体接触を伴う活動や、長時間にわたる、近距離で実施する練習等の感染リスクの高い活動は極力避けること ・大会等に参加する場合は、保護者に説明し承諾を得ること

#### 5 部活動実施に当たっての留意事項

##### ○事前の確認事項

- 校長は、部活動ごとに活動方針や活動計画を再確認し、生徒・保護者に示すこと。
- 顧問教諭及び部活動指導員（以下、顧問）は、事前にクラス担任等と連携し、改めて生徒の健康状態を把握すること。
- 各部活動の顧問は、「3密」（密閉・密接・密集）を回避するために、活動場所及び活動時間等の調整が図られているか、改めて確認すること。

「3密対策」 ①密閉対策：常時の換気

②密接対策：身体的距離が十分取れない場合はマスクを着用

③密集対策：人との間隔は2メートル（最低1メートル）

- 各部活動の顧問は、各学校の実情を踏まえて、生徒が自ら「新しい生活様式」に基づいた部活動を実践できるよう、共用する用具や活動場所の生徒等が触れる共用箇

所の消毒について、生徒が適切に行えるよう指導すること。

### ○活動前後の留意事項

- ・顧問は、活動前に生徒が持参した健康観察票をもとに、健康状態を確認した上で、参加させること。
- ・顧問は、生徒に対して、手洗いやうがい、使用器具等の消毒、部室の使用制限など、感染防止対策を強化し、徹底させること。特に、部室の使用は荷物の搬入・搬出・保管及び少人数での更衣のみとし、使用の際には短時間で行わせること。また、可能な限り換気をすること。
- ・顧問は、生徒任せの活動とならないよう指導・監督に当たるとともに、活動前に活動内容の確認をさせ、計画した活動以外の活動を行わせないよう指導すること。また、活動後は健康観察を行い、健康状態を確認したのちに帰宅させること。
- ・顧問、外部指導者及び生徒は、原則、マスクを着用すること。
- ・部活動前後の食事や、集団での移動の際も3密（密閉、密集、密接）を避けるなど、感染防止対策に万全を期すこと。

### ○活動時の留意事項

- ・「3密」の回避や、必要に応じて適宜、手洗いやうがい、使用器具等の消毒を行うなど、感染防止対策に万全を期すこと。
- ・活動場所が3密にならないよう、部活動ごとに日や時間、場所の工夫をすること。
- ・休憩時間においても、感染防止対策に万全を期すこと。
- ・体育館などの屋内で実施する場合は、十分な換気を行うこと。
- ・顧問、生徒ともに会話は必要最低限とし、特に大きな声を発しないこと。
- ・道具の共用は最小限にすること。
- ・準備片付けは最小限の人数で行うこと。
- ・運動部活動の実施に当たっては、生徒は必ずしもマスクの着用は必要ではないが、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクがない場合や生徒が希望する場合は、医療用や産業用マスクではなく、通気性のよい家庭用マスクを着用させること。また、顧問は原則マスクを着用することとするが、自らの身体へのリスクがあると判断する場合は外しても構わないが、そのような場合は、生徒との距離を十分に確保すること。
- ・文化部活動の実施に当たっては、マスクは飛沫拡散防止のため、原則着用すること。歌唱や楽器の演奏、調理等をはじめとした感染リスクの高い活動については、別紙1「県立高等学校等における令和3年1月1日以降の授業実施上の留意事項」における「2 全教科に共通した授業実施上の留意事項に加え、各教科において留意すべき事項」を踏まえて慎重に実施すること。

## 6 その他

※ 練習等を計画する際は、部活動ごとに活動形態も異なることから、各中央種目団体等が作成している「新型コロナウイルス感染防止ガイドライン」等を参考にしてください。

※ 休憩時間（昼食時間等も含む）、活動後の自主練習や自主的活動、部員同士での帰宅

中などの機会に感染した可能性があるとされている事例があることから、部活動に係る行動全般において、感染防止の指導を一層強化・徹底するようお願いします。

※ 学校の管理下外で行われる自主練習や自主的活動については、スポーツ振興センターの給付対象外であることに御留意ください。

※ 活動に当たっては、保護者に対して丁寧に説明し、理解を得た上で行ってください。

※ 今後、本県の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況によっては、部活動の停止や活動日数・活動時間等を制限することも考えられます。

なお、県教育委員会において、部活動の活動内容等の見直しを図った場合は、改めて各学校へ連絡します。